



令和2年2月末日

各位

平素より、本道場の活動につきましてご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年度より一般会員向けに《月会費の減免申請願い》を新た設けました。

申請を希望する会員は、希望を開始する前月の25日までに必要書類をご提出ください。

#### 【趣旨】

- ①桜真館段位取得者を増員し、次世代を担う優秀な『指導者の育成と確保』を図る。
- ②指導員の『審判員、日本スポーツ協会指導者、段位、称号』等の各種資格取得を図る。
- ③長期に修業する会員や、少年会員（高校生）から一般会員へ移行する際の稽古に専念できる体制を図る。
- ④他団体や他道場の有段者が、転勤や諸事情で本道場に入会を希望する際の負担軽減の処置を図る。
- ⑤有段者で、本道場を事情により一度退会したものの、再度空手修行の意欲を持ち、再入会を希望する際の負担軽減の処置を図る。

※本会規約を遵守なき場合や、本会の名誉を毀損するような行為が認められた場合は減免を取り消す場合があります。

※家族会員割引との併用はできません。

※段位取得年月日の翌々月から減免対象とします。

※申請は開始月の前月25日までに申請してください。

※免状のコピー（A4サイズ）を提出してください。

※JKF少年段位は対象外とします。

※本規約は予告なく変更、廃止する場合があります。

桜真館さくら道場  
館長 峯 真太郎